

「無主物」とし、漁獲することに基本理念にまで踏み込んで改正するべきだった。漁業法でなくても構う。

よって初めて人の所有下に置かれると解釈してきた。これでは「早くとったもの勝ち」の乱獲を起こさない。政府は水産基本法などの規定を検討してほしい。

しやすい。

自民党の水産基本政策委員会では、水産資源を国民共有の財産とすれば、密漁や違法な漁業などを厳罰化する根拠となるとの意見もある。

改正漁業法は漁業権制度を見直し、漁業協同組合などの優先順位を法律で定めることをやめた。既

は、海とその資源を人類共有の財産と位置づける。米国、欧州連合（EU）をはじめ海外の国・地域底し、持続的な利用をめざしている。そのためには、天然の水産資源は、「だれの所有物でもない」とする従来の考え方を改め、国民共有の財産と認識すべきだ。

日本が加盟する国連海洋法条約

（EU）をはじめ海外の国・地域では海洋法を踏まえ、海や水産資源を國や國民の共有財産と法律な

どで定めるところが多い。

しかし、日本は歴史的に天然の水産資源をだれの所有物でもない

海が國民共有の財産であるならば、その恵みである水産資源も無主物でなく、國民のものと考えるのが妥当だ。水産資源も國、國民の共有財産という基本理念で持続的

としている。

本来であれば、漁業法もここで「水産資源はだれものか」という

## 海と水産資源は誰のものか

昨年末に国会で成立した漁業改革の関連法は水産資源の保護を徹底し、持続的な利用をめざしている。そのためには、天然の水産資源は、「だれの所有物でもない」とする従来の考え方を改め、国民共有の財産と認識すべきだ。

日本が加盟する国連海洋法条約